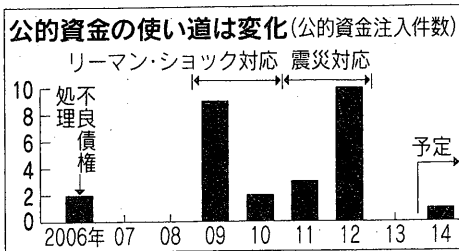


# 公的資金、豊和銀が申請へ

政府は2年ぶりに公的資金を金融機関に注入する。大分県の第二地方銀行、豊和銀行が15日、金融機能強化法に基づく公的資金の申請を発表した。地元の中小企業を支援するため、公的資金で銀行の資本増強を後押しする。2014年3月期決算から適用される新たな資本規制で、金融機関の貸し出し余力が落ちないよう配慮した。

国が銀行、信用金庫、信用組合に公的資金を入れるのは、12年12月の山形県のきらやか銀行とぐんまみらい信用組合以来。強化法に基づく金融機関への公的資金の注入

## 金融機関に2年ぶり注入



件数は26、累計額は5910億円。豊和銀への注入は100億円を超える見込みで、施行から約10年で6000億円を超える。

豊和銀は不良債権処理で自己資本比率が下がっ

## 中小支援へ資本増強後押し

▼金融機能強化法 国が公的資金を注入できることを定めた法律。金融危機の恐れがある時に発動する預金保険法と異なり、危機でなくても予防的に注入できる。2004年8月の施行当初は不良債権処理を促進することを06年に強化法に基づき90億円の公的資金を受けた。その後、不良債権比率は低下したため当時の公的資金を返済し、今回、新たに公的資金を申請する。今年度内にも手続きを終えたい考えだ。権藤淳頭取は15日の会見で「収益力、効率性は業界上位に入るまで改善した」と述べた。

金融庁は成長戦略を金融面で下支えるため、昨年9月に公表した監督方針でも信用金庫、信用

とくに主眼を置いていたが、米リーマン危機後の08年12月の改正で貸し渋り・貸しはがし防止に修正した。

東日本大震災後の11年7月の再改正では経営責任を問わないことを明確にした。

組合も含め積極的な公的資金の活用を呼び掛けた。

銀行は自己資本を100億円増強すれば貸し出し余力が1000億円増すといわれる。使える公的資金の枠はなお1兆円超が残っている。

強化法は17年3月末で申請期限を迎える。豊和銀と同時期に注入した紀陽銀は昨年、公的資金を完済。北海道の北洋銀行も完済すると表明している。